

最高人民法院による司法解釈の廃止

— 齊玉苓事件における司法解釈をめぐって —

1. 事実の概要⁽¹⁾

(1) 前提事実

X (原告, 上訴人) と Y 1 (被告, 被上訴人) は, 滕州市鮑溝鎮圈里村に居住し, とともに Y 4 (被告, 被上訴人, 山東省滕州市第八中学) の 90 期卒業生である。X は 1990 年の予備選抜試験の成績が合格ラインに達していたので統一入学試験を受けることができたが, X の統一入学試験の成績は 441 点で, 一般入学の合格点には達していなかったが, 90 級財務會計専攻の外部委託学生〔一般合格するには点数が足りないが, 卒業後の受入先の保証等所定の条件を満たすことにより, 受験した学校への入学が認められる学生〕の合格点は超えていた。他方で Y 1 の成績は合格ラインに達していなかったため統一入学試験を受ける資格がなかった。

合格発表後, Y 3 (被告, 被上訴人, 山東省濟寧商業学校) は, X を外部委託学生とする合格通知書を発送した。ところが Y 4 は, 合格通知書を X に渡すはずであったが, 進学を希望していた Y 1 に渡した。外部委託学生を志願する受験生は, 自分で委託企業に連絡し, 自分で委託費を納付しなければならなかったため, Y 2 (被告, 被上訴人, Y 1 の父) は, 自分が勤めていた滕州市鮑溝鎮政府を Y 1 の委託企業として連絡し, Y 1 は 5,500 元の委託費を納付した。その後 Y 3 の入学手続をする際に, Y 1 は, X 名義の合格通知書は携帯していたが, 受験票は持っていなかった。にもかかわらず, Y 3 の入学手続は完了し, Y 1 は X として Y 3 で修学することになったのである。

Y 1 が名前を偽って修学していたことは見破られることがなかった。Y 1 の档案のなかには, 当初, X の写真が貼ってある体格検査表, 学期評定表, X

(1) 1. 事実の概要, 2. 判旨 (上訴審判決: 山東省高級人民法院) については, 「齊玉苓訴陳曉琪等以侵犯姓名權的手段侵犯憲法保護的公民受教育的基本權利糾紛案」中華人民共和國最高人民法院公報 2001 年 5 期, 158-161 頁参照。

の受けた統一入学試験の答案用紙などの関連資料が含まれていた。ところが、1991年の新入生体格検査の時には、Y 1の写真が貼られ、Y 5（被告、被上訴人、山東省滕州市教育委員会）が有する「山東省滕州市招生委員会」の印が押された体格検査表が作成され、Y 1の写真が貼られ、「滕州市第八中学」の印が押された学期評定表が作られていた。Y 1が1993年に卒業し档案を持ち帰る機会を利用して、Y 2は、档案のなかのXの資料を取り出し、自分で処理した上述の2つの資料に換えたのである。

またY 2は、Y 1の在学期間に、Y 1の委託企業を中国銀行滕州支店に変更した。そしてY 1は、1993年にY 3を卒業し、その档案を持って中国銀行滕州支店に就職した。中国銀行滕州支店の人事档案のなかで、Y 1が使用している氏名はなおXであり、Y 1という氏名は戸籍のなかだけで使用されていた。Xの氏名を使用し中国銀行滕州支店で働いているY 1が1993年8月から2001年8月までに受領した給料の合計は52,043元であった。

他方Xは、1990年8月から1991年5月まで、山東省鄒城市第20中学に改めて復学した。その間の復学費用は1,000元であった。1993年6月に6,000元の都市インフラ整備増加費（都市増容費）を関連部門に納付して非農業戸籍に転換したXは、同年8月に学費など5,000元を納付して鄒城市労働技術学校で学んだ。そして1996年8月に山東省魯南鉄合金総工場に分配されることになったが、その後レイオフされ、1998年7月から1年余り求職していた。

Xは、Y 1がXの氏名を偽って大学に入学し就業した事情を知り、被告らが共同してY 1にXの氏名を偽って名乗らせ、Y 3に入学するよう促したことによって、被告Y 1、Y 2、Y 3、Y 4、Y 5がXの氏名権（姓名権）、教育を受ける権利を侵害したとして、1999年1月、山東省棗庄市中級人民法院に被告らによる権利侵害行為の停止、経済的損失と精神的損失の賠償を求める民事訴訟を提起した。

（２） 第一審判決〔棗庄市中級人民法院〕

① 本審判決

Y 1が予備選抜試験に不合格となり、進学する希望が断たれた状況のもとで、Y 2が計画し行ったXの氏名を偽って入学するという行為は、目的が外部委託学生の合格ラインを越えたXの入試の成績を利用することにあることから、自己の進学と将来の就職のためにXの氏名を盗用し偽ったことが、氏名権を侵害することになるのである。権利侵害行為は現在まで続いているの

で、X の訴訟提起が時効を既に過ぎているとする Y 1 の主張は、明らかに成立しない。

X の氏名権の侵害について、Y 1、Y 2 が主に責任を負うべきである。Y 3 は、Y 1 が X の氏名を偽って入学したことを知りながら、これを受入れ、権利侵害行為を故意に存続させたので、重大な責任を負うべきである。Y 4 は、受験生の出願の段階で監督、検査をおろそかにし、Y 5 と事後に Y 1、Y 2 による偽称隠ぺい行為に便宜を図ったことは、重大な過失があるので、均しく一定の責任を負わなければならない。

X の試験の成績及び氏名が盗用されたことにより、もたらされた一定程度の精神的苦痛に対して、関連する者は、侵害を停止し、謝罪する責任を負う。また各被告は、均しく X の精神的損害に対して相応の賠償をする民事責任を負う。しかし賠償に関して X の主張する金額は、わが国の国情及び本件の状況と合わず、要求が高すぎるので、全てを採用することはできない。精神的損害に対して賠償すべき金額は、本司法機関が審理した同類の紛争を参照して確定する。

X は、委託学生となる機会を放棄したのであり、教育を受ける権利の侵害の主張はその証拠が足りず成立しない。X は、この主張に基づき経済的損失の賠償を請求するが、弁護士代理費用以外、Y 1 による権利侵害行為との因果関係は無いので、支持することができない。

② 上訴理由

X は、第一審判決に不服で、山東省高級人民法院に上訴した。上訴理由は、次のとおりである。1) Y 1 が行った氏名権侵害行為によりもたらされた精神的損害は極めて重大なもので、山東省高級人民法院「人身損害賠償事件の審理に関する若子の問題に対する意見（試行）」75条が規定する賠償標準に照らし賠償すべきである。2) 国家及び山東省の入試業務の規定に基づく、外部委託学生受験には如何なる紹介状も必要無く、学校と委託契約を結ぶ必要も無かった。滕州市入試委員会弁公室の「滕招弁字（1990）7号」文書の外部委託学生業務に関する規定が国家及び山東省の規定に違反するとしたことは誤りであり、証拠として採用することができない。X は、統一入学試験を受ける前の志望校選択において、枣庄市商業局による滕州市外部委託学生の募集計画に基づき、外部委託を選択し、委託された学校への分配に従うことを示していた。したがって、外部委託学生の募集も兼ねた試験場で統一入学試験を受け、外部委託学生の合格ラインを超えていたので Y 3 に入学することもできたの

である。Y 4 が X に統一入学試験の成績を通知せず、通知書を Y 1 に渡したので、X は事実の真相を知る方法が無かったのである。

ずっと成績が悪く不合格になったと思っていたので、委託企業に連絡せず、委託費用を納付しなかった。各被上訴人の共同権利侵害行為は、X の教育を受ける権利を剥奪し、生じるはずだった利益を失わせた。原審判決が X の教育を受ける権利の侵害を認定しなかったことは誤りである。

2. 判旨（上訴審判決：山東省高級人民法院）

（1）法釈〔2001〕25号司法解釈

山東省高級人民法院は、X が Y 1, Y 2, Y 3, Y 4, Y 5 によって氏名権、教育を受ける権利を侵害されたと訴えた事件には、法律の適用に関して判断の難しい問題が存在しているとして、最高人民法院に司法解釈₍₂₎を行うことを申請した。

この申請に対して、最高人民法院は、2001年7月に次のような司法解釈を示した。本件事実に基づくと、Y 1 らが氏名権を侵害することを手段として、X が憲法の規定に基づき享有する教育を受ける基本的権利を侵害し、具体的な損害結果をもたらしたことは、相応の民事責任を負うべきである。

（2）本案判決

X は、予備選考試験後、外部委託学生を志望し、外部委託学生の募集も兼ねた試験場で試験を受け、外部委託学生として教育を受けることを望んでいた。X の統一入学試験の点数は外部委託学生の合格ラインを越えており、Y 3 は X に合格通知書を発送していた。Y 4 が統一入学試験の成績と外部委託学生の合格ラインを X に通知せず、Y 1 に渡したことにより、Y 1 は、Y 2 の計画のもとで名を偽り入学できたのである。また、Y 3 の新入生に対する調査が厳格ではなく、受験票や有効な証明書も無い状況のもとで Y 1 を受入

（2）司法解釈とは、人民法院の裁判における法律の具体的な適用に関して問題が生じた場合に、最高人民法院がそれに対して示す回答であり（司法解釈業務に関する規定〔後掲註11, 参照〕2条）, 「解釈」（特定の法律, 事件類型, 問題についての法運用につき解釈を示す）, 「規定」（立法の精神に基づき一般的に規則, 意見を制定する）, 「批復」（高級法院, 軍事法院からの照会に対して回答する）, 「決定」（司法解釈を改正, 廃止する）がある（同規定6条）。

れたことにより、Y 1 が名を偽り入学できたというのが事実である。こうして X は、外部委託による教育を受ける機会を失ったのである。

Y 1 が名を偽って入学した後、Y 5 は Y 2 が体格検査表を偽造することに加担し、Y 4 は、Y 2 が学期評定表を偽造することに加担した。そして Y 3 は、档案管理弁法に違反し Y 1 に档案を持って帰らせ、Y 2 に档案資料を換えさせる機会を提供することで、Y 1 を入学させるにとどまらず、名を偽る行為に加担し、権利侵害行為を継続させたのである。本件における権利侵害行為は、Y 1、Y 2、Y 4、Y 5 の故意と Y 3 の過失によりもたらされたものである。このような行為は、形式的には X の氏名権を侵害し、実質的には X の教育を受ける権利を侵害したと言える。

各被上訴人が X の氏名権と教育を受ける権利を侵害したことにより、X は、高等教育を受けるために復学し、農業戸籍を非農業戸籍に転換するために都市インフラ整備増加費を納付し、訴訟のために弁護士費用を支出した。これらの費用は、教育を受ける権利の侵害によってこうむった直接的な経済的損失である。したがって、Y 1、Y 2 が賠償すべきであり、その他の各被上訴人は連帯賠償責任を負わなければならない。

権利侵害行為を処罰するために、Y 1 が権利侵害期間に得た利益は、Y 1 と Y 2 が X に全て賠償し、その他の被上訴人は連帯責任を負うべきある。

各被上訴人が X の氏名権や教育を受ける権利を侵害することで、X の精神がこうむった重大な損害は、山東省高級人民法院が規定する精神的損害の賠償に関する最高標準に基づき、X に賠償されるべきある。

X が鄒城市労働技術学校で勉強するために納付した学費は、当該学校の教育を受けるための正常な支出であり、権利侵害によってもたらされた経済的損失ではないから、権利を侵害した者が賠償責任を負うべきではない。

X は、Y 1 の住宅手当、Y 3 に在学中に得た学資助成金、奨学金を X の損失として賠償することを求めているが、当該請求には根拠が無く、支持することはできない。

3. 法釈〔2001〕25号司法解釈の廃止

2008年12月、最高人民法院は「2007年末以前に公布した司法解釈（第7次）の廃止に関する最高人民法院の決定」^{〔3〕}を採択し、27の司法解釈が廃止されることになった。このうち26の司法解釈の廃止理由は「状況が既に変化したた

め」「物権法の規定と抵触するため」「民事訴訟法が既に改正されたため」などであった。ところが本件司法解釈については、他の廃止理由とは異なり、「既に適用を停止した」とだけ記され、具体的な廃止理由が示されなかった。

4. 考 察

本件は、齊玉苓事件として知られ、中華人民共和国憲法が裁判の際の判断基準として適用し得るかという「憲法の司法化」に関する議論だけでなく、中華人民共和国憲法が民事訴訟に直接適用される「憲法の私法化」の是非をめぐる議論をも中国の憲法学界で引き起こした事件である⁽⁴⁾。しかしながら「憲法の司法化」や「憲法の私法化」に関わる議論を引き起こすことになった本件司法解釈は、「2007年末以前に公布した司法解釈（第7次）の廃止に関する最高人民法院の決定」によって廃止されることになった。本稿では、本件司法解釈の廃止によって生じる問題を指摘することにした。

（1）中華人民共和国憲法の裁判規範性

中国では、これまで刑事訴訟や民事訴訟において法院が直接憲法を適用することは認められてこなかった。その根拠として、刑事訴訟については1955年の最高人民法院による司法解釈（刑事判決において罪を論じ、刑を科すことの根拠として憲法を引用してはならないことについての批復）が挙げられ、民事訴訟については1986年の最高人民法院による司法解釈（法律文書の作成において法律規範性のある文書をどのように引用すべきかについての批復）が挙げられている。また、行政訴訟についても「人民法院が行政案件を審理するときは、法律、行政法規、地方性法規に依拠する」（行政訴訟法52条）という規定に基づき、憲法の適用が予定されていないのである。

（3）「最高人民法院關於廢止2007年以前發布的有關司法解釋（第七批）的決定法
 規[2008] 15号」中華人民共和國最高人民法院公報2009年2期，7-9頁參照。

（4）これらの論争の詳細については、但見亮「齊玉苓事件のインパクト—中国における憲法訴訟の展望」比較法学37巻2号（2004年）69頁以下、小口彦太「中国で裁判官が憲法を適用することについて—齊玉苓事件を手掛かりにして」比較法学41巻1号（2007年）37頁以下、「齊玉苓案の論争」韓大元主編『共和国六十年法学論争実録 憲法卷』（厦門大学出版社，2009年）274頁以下など参照。

それでは、刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟における憲法の裁判規範性が否定される理由は何処にあるのだろうか。1955年の司法解釈のなかでは、「刑事法の面において、憲法はどのように罪を論じ、刑を科すかについて何ら規定していない」ことが憲法の適用を認めないことの直接の根拠として示されている⁽⁵⁾。民事法においても同様に、憲法が「構成要件と法的効果」という論理構造とらないことから憲法の適用が認められない、ということになるようである。このように解した場合、中華人民共和国憲法はそもそも紛争解決のための手段としての機能を有しないのであろうか、という根本的な疑問が生じてくる。

(2) 本件司法解釈及び判決に対する評価

このように憲法の裁判規範性が否定されているなかで、本件司法解釈及び判決は、法院が憲法の条文を直接適用した最初の事例として脚光を浴びることになった。本件に関わった最高人民法院の黄松有法官も、本件を法院による憲法上の基本的権利の初めての保障である⁽⁶⁾との認識を示している。本件において法院が憲法の条文を直接適用したことに対して、「これ〔齊玉苓事件…筆者註〕は中国法治建設の一里塚を成す。中国憲法についての伝統的観念に対する挑戦を成し、憲法の司法化に道を開き、憲法実施の新しい探索を成すからである」⁽⁷⁾というように肯定的に評価する見解もある。更には「最高人民法院が7月24日に下した司法解釈は、人民法院はこれから直接に憲法を適用し、それに依拠して具体的事件を裁判することができるようになったことを意味」し、「我が国の公民が（法律上の根拠がない場合）基本的権利に対する司法的救済を求める障害はついに排除された。今後、公民の基本的権利は全面的に司法による保障が受けられるようになるだろう」⁽⁸⁾といった、より積極的な評価も見られた。

これらの肯定的な評価に対して、次のような否定的な評価もある。すなわち、「本案は普通の民事上の不法行為案件であり、教育を受ける権利が憲法の

(5) 小口・同上、46頁参照。

(6) 黄松有「憲法司法化及其意義—從最高人民法院今天的一個『批復』談起」人民法院報2001年8月13日参照。

(7) 王磊「憲法実施的探求—齊玉苓案的幾個憲法問題」中国社会科学2003年2期、29頁。

(8) 姜明安「基本權利的保障：從憲法到憲政」法制日報2001年8月19日。

規定する公民の基本的権利の1つであるとしても、この基本的権利は具体的に法律で以って保障されていない。他方、教育法などの法律は、公民の教育を受ける権利を保護する規定を明確に規定している」。教育法81条は「民法通則の民事責任に関する一般規定及び教育法の規定によって不法行為者の民事責任を追及するうえで十分な法律的根拠を成しており、こうした行為の性質をわざわざ憲法の高みにまで高める必要はない」⁽⁹⁾。

これらの論争をまとめると、法律で紛争を解決できる場合には法律によって原告Xの救済を図るべきあって憲法判断を回避すべきであるとする否定的な評価と、憲法判断をも踏まえたうえで原告Xの救済を図るべきあるとする肯定的な評価とが見られた、と言うことができる。そして、この肯定的な評価のなかで「憲法の司法化」や「憲法の私法化」に関する主張が積極的に展開されることになったのである。

（3） 司法解釈の廃止の意味

では、「憲法の司法化」や「憲法の私法化」に関する議論を引き起こすことになった司法解釈とは、どのような法的性質を有するものなのであろうか。中国では、成文法主義が採用されている。中国の成文法は、憲法を頂点として法律、行政法規、地方性法規、自治条例・単行条例、行政規則から構成される。これらの成文法を補充する不文法として、最高人民法院と最高人民検察院による司法解釈や人民法院の裁判例などが挙げられる⁽¹⁰⁾。2007年3月の最高人民法院の「司法解釈業務に関する規定」⁽¹¹⁾によると、司法解釈は法的拘束力〔法律効力〕があるとされ（5条）、少なくとも下級法院は裁判においてこれに拘束されることになる。司法解釈は、成文法の機能不全という特殊な環境のもとで⁽¹²⁾、「解釈」という本来の枠組みを超えて、裁判実務の場で成文法の不在などを穴埋めするという重要な役割を果たしているのである。司法解釈が急速な市場経済化のなかで成文法の不在などに対応するといった現実的な役割を果た

（9） 梁慧星『憲法監督司法化』（北京大学出版社、2004年）483頁参照。

（10） 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門』（第5版）（有斐閣、2009年）98-102頁。

（11）「最高人民法院印発《最高人民法院關於司法解釋工作的規定》的通知」中華人民共和國最高人民法院公報2007年5期、25-27頁参照。

（12） 司法解釈をめぐる問題については、小口彦太＝田中信用『現代中国法』（成文堂、2004年）35-38頁参照。

していることを踏まえると、司法解釈を変更することは当然有り得ることである。それは、2008年12月の「2007年末以前に公布した司法解釈（第7次）の廃止に関する最高人民法院の決定」において挙げられている司法解釈の廃止理由が「状況が既に変化したため」「物権法の規定と抵触するため」「民事訴訟法が既に改正されたため」などとされていることにも表れている。

このように現実への適合という観点から司法解釈が変更されるとすると、本件司法解釈の廃止理由が「既に適用を停止した」とだけ記され、具体的な廃止理由が示されていないことには問題があろう。この背景には、廃止理由を具体的に示すことができない、別の理由があるように思われる。本件司法解釈の廃止が2008年10月の黄松有法官の汚職に関する調査の約2か月後に作成されたとの指摘も見受けられる。本件司法解釈の廃止が、どのような政治的文脈のなかで決定されることになったのかについても考察する必要があるだろう。

他方で、本件司法解釈の廃止によって、従前のとおり、中華人民共和国憲法の裁判規範性は否定されることになるのであろうか。2009年10月に最高人民法院は「裁判文書における法律、法規等の規範性を有する法的文書の引用に関する規定」⁽¹³⁾を公布したが、このなかでは裁判文書において引用できる法律、法規等として憲法は挙げられていない。これにより、憲法の裁判規範性の否定が改めて確認された、と言うことができるのである。

憲法の裁判規範性が否定されることによって、憲法の規定する「公民の基本的権利」は、単なる国政の綱領ないし指針を宣言するにとどまるプログラム規定である、と解することができる。「公民の基本的権利」をプログラム規定として解したならば、「公民の基本的権利」は、国家機関等による行為等を統制する法的基準とはなり得ないことになる。本件司法解釈が提起した「憲法の司法化」や「憲法の私法化」は、そもそも民主集中制、全国人民代表大会による憲法実施監督といった社会主義国家の根幹を成す重要な国家制度との抵触などの重要な問題を孕んでいた⁽¹⁴⁾。「公民の基本的権利」をプログラム規定として解することによって、民主集中制、全国人民代表大会による憲法実施監督といった社会主義国家の根幹を成す重要な国家制度との抵触を避けることができるようになるのである。

しかしながら、中華人民共和国憲法は「国家の根本法であり、最高の法的効

(13) 「最高人民法院關於裁判文書引用法律、法規等規範性法律文件的規定」中華人民共和國最高人民法院公報2009年12期，8頁參照。

(14) 但見・前掲註（4）論文，90-100頁參照。

力を有する」（序言）として、「一切の法律，行政法規及び地方性法規は憲法と抵触してはならない」（５条２項）と規定している。これらの規定を踏まえると、憲法の裁判規範性が否定されているなかで、中華人民共和国憲法が最高法規として位置付けられていることの具体的な意味を明らかにする必要があるように思われる。改めて、中国法の体系における憲法の位置付けについて再考しなければならないのである。

（４） 小 括

本件司法解釈は「憲法の司法化」や「憲法の私法化」に関する議論を引きこしたが、その廃止もまた憲法と国家制度との関係や中国法における憲法の位置付けといった根本的な問題を改めて提起することになったという点に、その意義があると言うことができるだろう。